

う 監 第 3 1 9 号
令和元年8月19日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市監査委員 安慶名 忠信

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛

うるま市監査委員 伊 波 良 明

平成30年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率
に対する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1. 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

令和元年 8 月 7 日～令和元年 8 月 19 日

3. 審査の方法

うるま市監査基準（平成 29 年監査委員告示第 1 号）に準拠して、証憑突合、分析等、必要と認める審査手続きを実施した。ただし、重要な数値に限定し審査を行っている。

第 2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも関係法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認められた。

1. 健全化比率

(単位: %)

健全化判断比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	-	-	11.93
② 連結実質赤字比率	-	-	-	16.93
③ 実質公債費比率	7.8	7.9	7.7	25.0
④ 将来負担比率	13.6	4.7	-	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す。

※ 将来負担比率の「-」は将来負担額を充当可能金額が上回っていることを表す。

2. 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	-	20.0
公共下水道事業特別会計	-	-	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	20.0

※ 「-」は資金に不足額がないことを示す。

第3 審査の意見

1. 総合意見

平成30年度の健全化判断比率については、全ての指標において早期健全化基準を下回っており良好な状態を示している。しかしながら、これらの指標は、現金主義会計による決算数値と決算時点で確定している将来の債務額によってのみ算出されたものであり、今後発生が見込まれるインフラ資産や事業用資産の老朽化による更新、維持管理費用等の将来的に多額の負担が見込まれる経費は算入されていないことに留意する必要がある。また、少子高齢化が急速に進み社会構造が変化してきており社会保障費等の増加や労働力人口不足による税源確保の問題等、大変厳しい状況が予測される。将来を見据えた財政計画等に基づき、効率的な行財政運営に努められたい。

平成30年度の資金不足比率については、3事業会計において資金の不足額は発生していないものの、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は一般会計からの法定外繰入金により黒字化していること、水道事業会計は島しょ地域を抱え、送配水管の総延長が県内2番目に長く、将来的には施設更新にかかる費用面で厳しい経営環境が予測されることから、今後も効率的な事業運営に努められたい。

2. 個別意見

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。平成30年度の実質赤字比率は△6.64%で、実質赤字比率は該当なし(「一」と表記)となる。また、早期健全化基準の11.93%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営事業会計の連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。平成 30 年度の連結実質赤字比率は $\Delta 17.22\%$ で、連結実質赤字比率は該当なし(「一」と表記)となる。また、早期健全化基準の 16.93%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金の合計額を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率で、3カ年平均により算出される。平成 30 年度の実質公債費比率は 7.7%で、前年度に比べ 0.2 ポイント改善した。早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模(ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)で除した比率である。

平成 30 年度の将来負担比率は、将来負担額を充当可能金額が上回ったことにより将来負担比率は $\Delta 2.5\%$ (「一」と表記)で、前年度に比べ 7.2 ポイント改善した。早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

(2) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業等における資金不足額を事業規模で除した比率である。

① 水道事業会計

今決算では 23 億円余りの資金剰余額が生じ、資金不足比率は該当しない。

② 公共下水道事業特別会計

今決算では 4 千万円余りの資金剰余額が生じ、資金不足比率は該当しない。

③ 農業集落排水事業特別会計

今決算では 2 百万円余りの資金剰余額が生じ、資金不足比率は該当しない。